

## 島津氏の領国改革と権力の変遷

### —梅北一揆を素材に—

田辺 龍弥

#### 問題の所在

豊臣政権において、朝鮮の役（文禄・慶長の役）は、政権運営を大きく左右した出来事であった。また、太閤検地により、各大名領国に豊臣政権が介入し、大名の領国強化に努めていった。しかし、

大名統制という面では、領国における支配は必ずしも強化されたとは言い難い。そこで、本稿では朝鮮の役（文禄の役）初期の薩摩島津氏の権力構造を検討していく。

本稿で検討すべき時期である豊臣期に関しての研究は、稻本紀昭「豊臣政権と島津氏」をはじめ、山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』、北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』、中野等『豊臣政権の对外侵略と太閤検地』と豊富である。<sup>(1)</sup> このように一見検討されつくしたように思われる。しかし、実際のところは、豊臣政権による諸政策を論理的な視点からの傾向に偏りがちである。そのため、豊臣期での島津氏内部の権力や近世大名化の歴史的位置付けについては、明確にされていないと思われる。

従来の見解として、豊臣期は戦国大名から近世大名への移行期と捉えられている。これに対して稻本氏は、豊臣政権の諸政策と照らし合わせて、島津氏の領国支配について段階的に考察している。そ

して、豊臣政権の権威を背景として領国（在地）における大名権力強化確立期間であると指摘している。<sup>(2)</sup>

しかし、この稻本氏の見解が必ずしも島津氏に当てはまるかについては、聊か疑問である。これに対して、山本氏は次のように論じている。「豊臣政権の後楯のもとで権力を強化しようとした大名は豊臣政権と対立する性格のものではなく、その点での豊臣政権の優位は動かず、むしろ『際限なき軍役』そのものに反発する大名領国の諸勢力こそ、反豊臣政権の色を鮮明にするのではないかと思われる」。<sup>(3)</sup>

両者の見解を比較すると、領国支配における大名が豊臣政権の権威を利用していたことは両者とも同じである。ただ、島津氏について、筆者としては、山本氏の見解に賛成である。だが、島津氏が「際限なき軍役」以外にも、領国における「反豊臣」色が強かつたとも考えられる。

このような見解があるにも関わらず、豊臣期における島津氏の領国支配の確立については、明確に位置付けはなされていない。そもそも、島津氏領国を、他の大名領国と比較した時、豊臣政権による検地実施が遅かったのではないかとの見方ができる。また、島津氏領国が他の大名領国に比べて特殊地域であつたと見られている。これについては、在地勢力が依然として従来の地に存在していたことと、江戸期の「外城制」<sup>(4)</sup>と呼ばれる行政区画制度の存在がある。この段階においても、在地勢力が島津氏の支配構造にとつて障害となつていたのではないかと思う。

よつて、これらの問題点から本稿では、島津氏領国における支配体制を明確にするため、豊臣政権の諸政策と在地勢力との関係から考察していく。

まず、豊臣政権服属後の島津氏領国内における、支配体制の状況を考察する。その中で、島津氏家臣である「梅北国兼の一揆」を素材に扱う。これまで、梅北一揆は、朝鮮出兵に対する不満から生じたこととして扱われてきた。しかし、それほど単調的なものではなく、実は、豊臣政権と島津氏の両権力による矛盾から起こったこととして捉えられている。詳しいことは本論で述べる。

次に、梅北一揆後に行われた細川幽斎による仕置について考察する。これにおいては、前掲山本氏の研究がある。<sup>⑤</sup>前節において指摘したように、梅北一揆をきっかけにして豊臣政権が本格的に島津氏領国に介入してくる。梅北一揆以前は、豊臣政権は島津氏に対して「間接的支配」であった。しかし、梅北一揆以後、「直接支配」に移行すると言える。いわば、この時期を境にして島津氏の領国支配強化の改革が始まる。

そこで筆者は、この段階を豊臣政権による島津氏領国改革の第一段階と位置付け、政策と島津氏領国の状況を照らし合わせて考察を行なう。

## 一、豊臣政権介入による島津氏の領国強化

### (1) 梅北一揆の影響

豊臣政権が本格的に島津氏領国の検地に取りかかるのは、朝鮮の役（文禄の役）の真最中である。その検地を行なうきっかけとなつたこととして、島津家家臣である梅北国兼が肥後佐敷において反乱を起こしたことに始まる。所謂「梅北一揆」である。この梅北一揆に関しては、これまで十分に検討はされておらず（具体的な研究史は後述する）、明確な位置付けがなされていないようと思ふ。また、一家臣（在地領主）による反乱という形で定義づけられるといえるのではないか。しかし、この梅北問題は豊臣政権下において島津氏が戦国大名から近世大名へのターニングポイントであると位置付けている。そこで、本節においては、梅北一揆を検討する理由として次のようなことを掲げる。

まず第一に、島津氏領国における在地領主の勢力である。この時期においても、島津氏領国には依然として在地勢力の力が強かつたと見受けられる。それを示す出来事として、朝鮮の役における島津氏の「日本一の遅陣」があげられる。朝鮮の役が本格的に開始されるのは、天正二十年四月である。しかし、日本の最前線である肥前名護屋には島津氏の軍勢はまつたく集まらなかつた。そればかりか、島津義弘が領国から名護屋に向かう時でさえ人数に乏しかつた。それに、追い打ちをかけるように梅北一揆が起ころ。そのため梅北一

揆はまさにその代表的な在地勢力の一揆として捉えることができ  
る。

次に、豊臣政権による島津領国の強化である。豊臣政権は、各諸  
大名に対して重い軍役をしいていた。別の見方からすれば、過重な  
負担である。しかし、戦国期には見られない中央統一政権の確立に  
よつて全国の諸大名は統制されることになる。いわば豊臣政権とい  
う強力な後ろ盾ができ、それに従うことで諸大名は、在地における  
自らの権力を維持しえることができたと稻本氏は指摘している。<sup>(6)</sup>そ  
のため戦国大名は、権力を維持または強化することができたことは  
豊臣政権が背景にあつたからであろう。しかし、それは、従来の在  
地領主制を否定するものであつた。

この梅北一揆に関する研究史として紙屋敦之氏の「梅北一揆の歴  
史的意義—朝鮮出兵時における『反乱』」<sup>(7)</sup>がある。紙屋氏は、「梅  
北一揆は朝鮮出兵に対する不満から生じた一揆として捉えるのでは  
なく、豊臣政権が未だに大名領国内の支配に行渡つていないことを  
意味する」と位置付けている。また、一方で、「島津氏が豊臣政権  
下に戦国大名から近世大名へ自己変革する過程で在地諸勢力とのあ  
いだにつくり出した矛盾が、朝鮮出兵という対外問題によって相乘  
的に生起したものである」と論じている。

さて、当事者である梅北国兼<sup>(8)</sup>は天文年間に帖佐山田の地頭となり、  
天正八年に湯尾の地頭になつてゐる。(いすれも大隅国)  
この梅北一揆は、短期間で鎮圧されるが、少なくとも島津氏領國  
の一地頭にすぎなかつた梅北国兼の反乱はある程度の衝撃を豊臣政

權並びに島津氏に与えたことは確かであろう。それは、朝鮮に在陣  
する義弘をはじめとして、他の諸将にも伝えられている。そこで、  
それを示す史料として次の文書がある。

【史料一】<sup>(9)</sup>

急度被仰遣候、今度嶋津家中之者、不出陣族相改被遣候処、其  
内梅北宮内左衛門尉与申者、遅渡海之儀、令迷惑、佐敷邊企一  
揆之由、義久名護屋二相詰、則言上候、爲御成敗即刻御人数被  
差遣候、然者爲留守居者、梅北可刎首由、義久も申遣候、兵庫  
頭有其地無心元可存候條、如右御人數被遣候間、早速可爲御成  
敗候條、心安可存通、可申聞候也、

六月十八日 文禄二年 後朱印

加藤 主計頭  
鍋島 金代  
賀頭とのへ

右の文書は、文禄二年六月十八日付で、秀吉から加藤清正と鍋島  
直茂に宛てた書状である。また同様ものが、他の大名にも宛てられ  
ていることが確認できる。これによると、島津家臣梅北国兼が加  
藤清正の領国である肥後佐敷辺りで一揆を起こしたこと。これに対  
して、「義久名護屋二相詰、則言上候」とあるように、義久がすぐ  
に名護屋に赴いて秀吉に進言したこと。また、「兵庫頭有其地無心  
元可存候條」とあるように、秀吉が朝鮮に在陣する義弘を気遣う様  
子も見受けられる。また翌日付の毛利秀元宛の書状には、「一揆勢が  
島津氏家臣だけではない」と記されている。

【史料二】<sup>(10)</sup>

先書如被仰遣候、島津家來、梅北宮内左衛門、企一揆去十五日、肥後佐敷江、罷出候處、加藤主計頭留守居者共懸合、去十七日午刻、即時討果、梅北刎首、到来候、其外、一揆同意輩、悉切捨候、高麗へ不罷渡さへ、曲事被思食候處、剩企惡逆之條、不廻踵加誅罰候、天道之仕合、無是非次第候、島津兵庫頭無心元可存候間、右之通、可申聞候、即注進状之寫、遣候也、

(天正二十年)

子之刻

六月十九日

太 閣 朱 印

羽柴安藝宰相とのへ

秀吉は、【史料二】の翌日付の書状で毛利秀元にもこの一件を伝えていた。これによると、前日の書状とは違う側面として、一揆の内容が記されている。傍線部に、「一揆同意輩、悉切捨候」とあるように、梅北に賛同する者達が肥後佐敷周辺にもいたことが見受けられる。<sup>(11)</sup>

この梅北一揆が起つた要因として、北島万次氏は從来の見解である「朝鮮出兵に対する在地領主の抵抗が起つたと捉え、また、豊臣政権と島津氏大名領国との矛盾が集中的に現れている」と指摘している。<sup>(12)</sup> この一揆の処分に関しては、「一地頭の反乱」という形で、梅北国兼を成敗することだけで終息するかにみえた。しかし、この件を機に、島津氏領国における「反豊臣」の首謀者と見ていた島津歳久を成敗するよう義久に言い渡した。それが、次の文書である。

(2) 梅北一揆の仕置

【史料三】<sup>(13)</sup>

去五日之書状披見候、梅北國連一類、其方無下着已然ニ、生捕刎首差上候由、尤思召候、猶以、入念堅可被申付候、隨而先年其國へ御動座之刻、其方兵庫番兵頭被成御赦免候處、家道院事、對上意慮外之動、曲事ニ被思召候、其刻雖可被加誅罰候、其方兵庫頭御赦免之上者、不被及是非候つる、雖然、最前重疊不相届儀候条、從京都も可被仰出候處、御次無之付て、被成御延引候、然者、今度家道院兵庫頭与高麗へ罷渡候者、其身之儀者可被成御助候間、彼家中之者、惡逆之棟梁可有之候条、十人も廿人も刎首、可致進上候、若又高麗へ不罷渡、此方ニ於在之者、彼家道院刎首可出候、自然可角滯ニ付て者、被差遣御人數、家道院事者不及申、彼在所隣鄉共ニ、悉撫切ニ可被仰付候、右之通無一途候者、御檢地之御奉行被遣間敷候、得其意急度可相究候、猶幽齋かたへ被仰遣候也、

(天正廿年)

七月十日〇 (秀吉朱印)

島津修義公理大夫入道とのへ

これによると梅北一揆の仕置は、思わぬ形で島津氏に大きな影響を与えた。それは、義久の弟歳久へ（貴久の子三男）その矛先が向けられたことだ。秀吉は、梅北一揆に歳久の家臣が多く関係した

していたというのである。また、歳久にこのようないがかけられる理由として右の文書から二つ挙げられる。その一つ目として、「隨而先年其國へ御動座之刻、其方兵庫頭被成御赦免候處、家道院事、對上意慮外之動、曲事ニ被思召候、其刻雖可被加誅罰候、其方兵庫頭御赦免之上者、不被及是非候つる」とある。これは、先の秀吉が九州征討の際に薩摩に赴いたことを指している。これによると歳久は、義久と義弘が降伏した後も不穏な動きがあつて誅罰を加えるつもりであったが、義久と義弘を許したので歳久も同じく許したものである。もう一つは、「然者、今度家道院兵庫頭与高麗へ罷渡候者、其身之儀者可被成御助候間」とあるように、歳久が義弘と共に朝鮮へ渡っていないことを秀吉は指摘している。要するに、歳久は島津氏領国における「反豊臣」の中心人物と中野等氏・紙屋氏は指摘している。また、中野氏は「歳久成敗は一揆の前後処理とは切り離し、領国再編のプロセスと位置付けて考えるべきである」と論じている。さらに中野氏は、「秀吉が実弟の成敗を当主義久に要求することで、義久に明確な政治的去就を迫つたことが重要であるとし、自らの政治的再生の道は「上意」に従うことである」と述べている。<sup>(4)</sup>

以上のようなことから、梅北一揆の仕置として歳久がその責任を負うことになる。これは同時に、豊臣政権にとって島津氏領国強化（統制）における第一段階と位置付けることができる。

## 二、細川幽齋による検地

前節では、梅北一揆を素材として領国における島津氏の権力構造の変化について見てきた。本節においては、梅北一揆後の豊臣政権による島津氏の領国強化について考察する。それは、豊臣政権による「間接支配」から「直接支配」に移行するきっかけとなつた。その初めとして、細川幽齋による仕置が行なわれる。これを皮切りに、豊臣政権は本格的に島津氏領国の検地に取りかかる。

この検地の目的は、島津氏の「藏入地」を再建するためである。そのため秀吉は細川幽齋を薩摩に遣わすと共に、肥前名護屋に詰めていた義久を案内者として下向させている。

ここでまず、注目すべきことは細川幽齋である。本来、豊臣政権における島津氏の取次役は石田三成と細川幽齋である。だが、この時期、三成は朝鮮に在陣していた。そのため、細川幽齋が派遣されたと山本氏は指摘している。<sup>(5)</sup> 細川幽齋による仕置は、天正二十一年（一五九二）七月から翌文禄二年（一五九三）正月まで行なわれた。次にあげる文書は、秀吉から義久と幽齋に指示された検地の内容である。<sup>(6)</sup>

### 【史料四】<sup>(6)</sup>

都答院一類、早々加成敗、注文相添首共到來、神妙之由至候、委曲幽齋被仰越候間、可相達候、猶木下半介、山中橋内可

申候也、

（天正廿年）

八月十四日〇（秀吉朱印）

島津<sup>（義久）</sup>修理大夫入道とのへ

右の文書は、天正二十年八月十四日付秀吉朱印状である。この中で、都答院の一件が早く済み、歳久の首が秀吉のもとに届いたことが述べられている。また、検地の詳細については細川幽齋が行なうとある。さらに、同日付文書では、検地の目的と指示が出されている。

【史料五】<sup>(17)</sup>

都答院知行分事令検地、義久蔵入二可仕候、猶以、寺社領并沽却之領地、縱如何様之判形雖在之、令勘落、何茂可致蔵納候、薩州惣國之儀者、重而御奉行被差遣、検地被仰付可被下候也、

天正廿年

八月十四日〇（秀吉朱印）

島津<sup>（義久）</sup>修理大夫入道とのへ

【史料六】<sup>(18)</sup>

覚

一 嶋津義久并羽柴<sup>（義弘）</sup>薩摩侍從蔵納分、近年沽却之田地田畠、悉

勘落可仕候、則如元可為蔵入之事、

一 寺社領落之檢地仕、當所より義久蔵入二可仕事、

一 嶋津家中譜代官算用之儀、可相改事、

右条々堅可申付候、若及異儀族有之者、可加成敗者也、

天正廿年八月十四日〇（秀吉朱印）

島津<sup>（義久）</sup>修理大夫入道とのへ

長岡<sup>（義季）</sup>二位法印

【史料五・六】は、同年同月日付から【史料四】と同時に発給されたものであると思われる。これによると、歳久の領地であつた都答院は義久の蔵入地となつた。中野氏によるところの細川幽齋による仕置で期待されたことは、「島津家とりわけ義久の蔵入地拡大と、そこでの適性支配実現」とあると述べている。では、蔵入地を強化することにはどのよう意味があつたのだろうか。このことに関して朝尾直弘氏と山本氏の研究がある。朝尾氏は、「蔵入地最大の機能は、統一戦争に従事する常備軍の兵糧米を確保するところにあつた」と論じている。また、この他に蔵入地の機能として、「戦時のみ秀吉家臣団の再生産を維持したのではない。戦後ににおける論功行賞のための、新恩加増の知行源泉として重要な意義をになつていた」とも論じている。<sup>(19)</sup>

一方、山本氏は、豊臣期の蔵入地としの機能としては、次のようなものがあると論じている。<sup>(20)</sup>

①大名の私経済

②足軽の扶持米供給

③軍役免除分の在京人數分の軍役の補填

④兵糧米供給

以上のように両氏の見解を基にして島津氏に当てはめると、島津氏の蔵入地が少なかつたためではないかと考えられる。山本氏が指摘するように、蔵入地再建の最大の目的は、島津氏大名権力の経済基盤の強化である。これによると従来の戦国大名の経済基盤は弱体なものであつた。当然、島津氏も例外ではなく、戦争においての兵

糧は現地での略奪を前提としていた。それは、領国における島津氏の支配構造が完全ではないことを意味する。そこで、豊臣政権は蔵入地を強化することによって、島津氏の領国における経済基盤を強化して朝鮮の役における軍役遂行を完遂させる意図が豊臣政権にあつたと思われる。

しかし、細川幽斎による仕置の地域は歳久領であつた都答院しか行なわれていない。このことに関する書状は、十一月五日付秀吉朱印状<sup>(2)</sup>に、「御検地之儀、當年者所務二指相候ハん間、來年被仰付、可被遣候条」とあり、島津領国全体における検地は延期されることになる。幽斎の家臣である麻植長通は、朝鮮在陣中の島津氏家臣伊勢貞真に検地が延期になつたことを伝えている。これに関する書状は、山本氏が指摘しているが深くは言及していない。その書状の内容を見ると、早い時期に再度検地を行う必要性があることが窺われる。

#### 【史料七】<sup>(2)</sup>

(中略)

一薩隅御檢地之事、先者年相延目出度存候、雖然何道にも無御檢地無御座候ハ、御蔵入も出來申間敷候、又諸奉公衆御軍役已下も相調申間敷かと乍憚相知候、石田殿へ能々被成御入魂可然存候、左様段幸侃迄愚存通申越候条、御次も御座候ハ、可被

聞召候、

(後略)

伊勢雅楽 入道殿

【史料七】は文禄二年正月廿八日付ものである。傍線部にあるように、次回の検地を「石田三成に頼むべきであることを指摘している。このことを、伊集院幸侃も願つていて述べている。ここで、麻植は伊集院幸侃について触れている。幸侃は、島津氏家臣の中でも重臣であり、また、豊臣政権とのパイプ役であつた。だが、この時期は前述したとおり朝鮮に在陣中であつた。そのため、領国に残っていたのは、義久の家臣が多数であつた。それを示す証左として、天正二十年七月から検地終了の文禄二年正月までの間に、幸侃発給の書状は国元では見受けられない。

この点については、諸研究でも同じような見解がなされており、義久家臣達を「反豊臣」と位置付けている。これに對して、義弘をはじめ、幸侃は「親豊臣」である。要するに、幽斎が検地を行なつた期間、島津氏領国においては「反豊臣」である義久家臣が多数在國していたと思われる。そのため、山本氏や中野氏が指摘するように、朝鮮に出陣していたのは、義弘の家臣がほとんどであり、「親豊臣」である。よつて、領国にいたのは、義久の有力家臣であるがゆえに、彼らが「反豊臣」の中心メンバーであるから検地が完遂しなかつたと言える。

正月廿八日

麻植善左衛門

長通（花押）

## 小結

以上のように、①文禄の役期間中における梅北国兼による一揆は、朝鮮出兵に対する不満と豊臣政権への在地領主の抵抗であつたと捉えることができる。それは、島津氏領国における在地領主に、島津氏並びに豊臣政権の地域統制支配が行渡っていないことを露呈したことになった。同時に、戦国期の氣質が依然として色濃く残つていたといえる。それが、朝鮮の役における「日本一の遅陣」に始まり、梅北一揆によつて示された。

その後、梅北一揆を契機に豊臣政権の島津氏領国改革が始まる。

その第一段階として、②島津氏蔵入地の強化を目的として細川幽齋による検地が実施される。これは、豊臣政権が島津氏領国における蔵入地が乏しいため朝鮮での軍役に対応できなかつたと判断したことであつた。この検地は本論でも検討した通り、一部しか検地が行なわれず、島津氏の蔵入地はさほど増えなかつたため失敗に終わる。この原因は、島津氏領国に在国していた義久家臣が多数いたことにによる。彼らは、「反豊臣」と位置付けができるがゆえに幽齋に協力的ではなかつたため、島津氏領国検地は延期され、石田三成に委ねられることになった。よつて、第一段階における島津氏領国改革は失敗と言える。但し、梅北一揆の仕置として豊臣政権があげた成果として、歳久を成敗したことである。島津氏領国内において「反豊臣」の首謀者として見られていた歳久を成敗したことにより、ある程度の在地勢力への豊臣政権の権威を見せたのではないか。また、

秀吉は義久に歳久成敗を行なわせたことは、島津氏領国の在地領主に対し、義久も秀吉の支配下であることも認識させるためではなかろうか。しかし、結果的には歳久成敗がかえつて在地領主の抵抗を招き、それが検地遂行に障害になつたとも考えられる。

この段階においては、島津氏領国の改革第一段階であつた。しかし、島津氏家臣の怠慢な態度もあり、改革第一段階は失敗に終わる。この第一段階の失敗を踏まえ、第二段階においては、石田三成による検地（太閤検地）が実施される。三成の検地によつて、島津氏領国にどのような影響を与えたかについては今後の課題としたい。

## 註

（1）・稻本紀昭「統一政権下と島津氏」福島金治編『島津氏の研究』吉川

弘文館 一九八三年・山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』校倉

書房 一九九〇年・北島万次『豊臣政権と対外認識と朝鮮侵略』校倉

倉書房 一九九〇年・中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』校倉

倉書房 一九九六年

（2）・稻本紀昭前掲論文

（3）・山本博文前掲書 二五六頁～二五七頁

（4）・「外城制」についての研究史として、原口虎雄氏の「薩摩藩の外城制度と麓」『歴史手帖』名著出版、一九八〇年がある。

（5）・山本博文前掲書 第二部 第一章「細川幽齋島津領「仕置」の政治的位置」

(6)・稻本紀昭前掲論文

(7)・紙屋敦之「梅北一揆の歴史的意義—朝鮮出兵時における一反乱—」

福島金治編『島津氏の研究』吉川弘文館 一九八三年

(8)・『鹿児島県史料集（XIII）本藩人物誌』二四九頁 鹿児島県立図書館

一九七三年。

(9)・『鹿児島県史料』「旧記雑録後編」九〇三号文書

(10)・『豊公遺文』編者 日下寛 博文館 一九一四年

(11)・佐敷において梅北国兼にどの程度の人々が賛同したかについては不明ではある。

これについて、小林清治氏は梅北一揆には触れてはいないが、九州征討の際、秀吉が出した破城令で、佐敷城を責め殺したことを探している。(秀吉権力の形成—書札札・禁制・城郭政策』一六五頁、一九八頁(註12)参照 東京大学出版会 一九九四年)

このことから、佐敷の人々が梅北に賛同した理由の一つとして考えられるのではないか。次に掲げる文書が、秀吉が佐敷城を皆殺しにしたという記述である。

・大日本古文書『小早川家文書』四六八号 家わけ 十一ノ一 東京帝國大學文學部史料編纂掛 一九二七年。

(前略)

〔則御先勢ハ、薩摩國堺<sup>(南邊)</sup>さしきの城責殺、其近所ニ陣取候、當地御

普請等出來候間、明後日廿三日、さしきニ至て被進御馬候、」

小早川左衛門佐とのへ  
吉川治部少輔とのへ

右文書は、天正十五年四月二十一日付秀吉朱印状である。これによると、秀吉の先勢が佐敷城を責め殺し、その周辺に陣をしいている。

秀吉は、二十三日に佐敷に入っている。佐敷城を責め殺したかは不明であるが、筆者の推測からは、佐敷が薩摩との国境であつたことと、城を明け渡さなかつたためではなかろうか。つまり、この時の遺恨が梅北一揆まで佐敷の人々にあつたのではないかと考えられる。

(12)・北島万次氏前掲書 二一九頁、二二六頁

(13)・大日本古文書『島津家文書』三六三号 家わけ 十六ノ一

東京大学出版会 一九四七年。以下、文書名と文書番号のみを記す。

(14)・中野等前掲書 三六二頁

(15)・山本博文前掲書 一七六頁

(16)・『島津家文書』三六四号

(17)・『島津家文書』三六五号

(18)・『島津家文書』三六六号

(19)・朝尾直弘「豊臣政権論」九〇頁～九一頁 『朝尾直弘著作集 第三卷』

岩波書店 二〇〇四年

(20)・山本博文前掲書 二二一頁

(21)・『鹿児島県史料』「旧記雑録後編」九八三号文書

(22)・『鹿児島県史料』「旧記雑録後編」一〇五二号文書

(天正十五年)  
卯 月廿一日 (秀吉朱印)